

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 0 日

西宮市放課後等デイサービス事業所 管理者 様

西宮市法人指導課

新型コロナウイルス感染症防止のための子どもの居場所確保にかかる放課後
等デイサービス事業所と学校の連携について（通知）

このことについて、子どもの居場所確保にかかる放課後等デイサービス事業所と学校の
連携について、兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課長より、下記の内容の通知があり
ましたので周知します。

本件 1 及び 2 に関して、要請される場合は、生活支援課に申請してください。
生活支援課が教育委員会を通じて、県立特別支援学校に依頼します。

なお、本事務連絡に関する問い合わせについては、生活支援課あてにお願いします。

記

1 放課後等デイサービス事業所による学校施設の活用について

学校施設活用にかかる要請を行う場合は、生活支援課あてにその旨を連絡してくださ
い。

生活支援課は、教育委員会に報告し、利用を希望する 3 日前までに教育委員会が県立
特別支援学校に依頼するものとします。

使用料は免除とし、活動は事業所の管理下で行われるものとします。

感染防止のための衛生管理等について、県立特別支援学校と連携して徹底して取り組
むこととし、かかる経費については、事業所の負担となります。

注) 活用する場合、ご加入の賠償責任保険の範囲内か確認してください。範囲外の場
合、かかる費用等は事業所負担となりますので、ご注意ください。

2 放課後等デイサービス事業所への教職員派遣について

個別にやむを得ない事情がある場合について、教職員を派遣することが可能です。

派遣の依頼を要請する場合は、生活支援課に連絡してください。生活支援課から連絡
を受けた教育委員会が県立特別支援学校に依頼します。

なお、事業所において教職員が担う業務については、事業所の管理下で行われるもの
とします。

本件問合せ先
西宮市生活支援課
TEL 0798-35-3923 FAX 0798-35-5304